

市町村行動計画の作成について

- 特措法第8条第2項…おおむね次に掲げる事項
 - ① 区域内の対策の総合的な推進に関する事項
 - ② ・情報提供
 - ・住民に対する予防接種の実施
 - ・まん延防止策
 - ・生活環境の保全、住民生活・地域経済の安定に関する措置
 - ③ 実施体制
 - ④ 他の地方公共団体、関係機関との連携に関する事項

- 県行動計画に記載する市町村の役割（別添項目表参照）

- 国作成の手引きに記載された対策項目を元に対策項目を記載
＜国と異なる点＞
 - ・コールセンター等 → 相談窓口等
 - ・発生段階（5段階）→ 6段階（未発生期、海外発生期、県内未発生期、
県内発生早期、県内感染期、小康期）
 - ・二次医療圏での体制整備 → 保健所管轄区域での体制整備

- 市町村の主な役割
 - ・情報提供
 - ・相談窓口
 - ・予防接種
 - 住民接種（検討会資料参照）
 - 特定接種 国主体であるが、法28条4項により協力する必要
（職員、登録事業者リストの作成協力）
 - 平成26年秋頃 厚労省にてHPからの登録申請システムを構築予定
周知等での協力をお願いすることになる。
 - ・患者搬送（救急との連携）
 - ・医療（公立病院、診療所の役割）
 - ・在宅患者支援、要援護者支援
 - ・水の安定供給（ライフライン維持）
 - ・埋葬に関する対策（一時的な埋葬場所の準備など）

- 作成時期：平成26年度中（可能な限り前倒しで）に作成を
国（内閣官房）より、2月に1回進捗確認があり、会議等で公表さ
れている。

- 県報告：①パブリックコメント実施後、速やかに（計画案の送付）
県保健予防課（感染症係）あて
→ 政府、県行動計画との整合等をチェック、修正事項を指摘予定
②計画作成後、速やかに
議会報告後又は首長決裁後（各市町村に判断委ねる）